

○海上技術安全研究所請負研究取扱規程

〔平成16年3月11日〕
研究所規程第179号

改正 平成16年 5月27日研究所規程第182号
改正 平成17年 6月30日研究所規程第200号
改正 平成18年 3月31日研究所規程第212号
改正 平成19年 3月30日研究所規程第299号
改正 平成21年 8月19日研究所規程第402号
改正 平成23年12月22日研究所規程第450号
改正 平成24年 3月30日研究所規程第491号
改正 平成25年 3月28日研究所規程第531号
改正 平成25年 9月30日研究所規程第552号
改正 平成26年 3月31日研究所規程第598号
改正 平成27年 3月31日研究所規程第699号
改正 平成28年 3月31日研究所規程第810号
改正 令和 元年 5月31日研究所規程第862号
改正 令和 2年 5月25日研究所規程第877号
改正 令和 5年 3月31日研究所規程第901号
改正 令和 7年 3月 5日研究所規程第913号

(目的)

第1条 この規程は、海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）が、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所受託等業務取扱規程（平成28年研究所規程第36号。）において定めるほか、国、地方自治体、企業等からの委託を受けて実施する調査、研究及び開発であって、精算を要する契約形態を採らないもの（以下「請負研究」という。）について必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(請負研究の要件)

第2条 研究所は、研究所外の者から請負研究の依頼に応じることができる。

(依頼書の提出)

第3条 請負研究の依頼を行おうとする者（以下「依頼者」という。）は、別に定める海上技術安全研究所請負研究実施要領（平成16年企企第7号。以下「請負研究実施要領」という。）の様式による依頼書を理事長に提出するものとする。

(請負の可否)

第4条 依頼書の提出があったときは、理事長は、研究所が行う業務を勘案し、依頼者が第8条に定める請負費を支払う能力を有していることを確認の上、当該依頼に応ずるか否かを決定し、依頼者に遅滞なくその旨を通知するものとする。

(実施計画)

第5条 理事長は、前条により依頼に応じる旨の決定をしたときは、当該請負研究を担当する研究者を指名するものとする。

2 前項により指名を受けた研究者の属する系等の系長、海難事故解析センター長、国際連携センター長及びプロジェクトチームリーダーは、遅滞なく請負研究の実施計画を作成するものとする。

3 前項の実施計画には、次の事項について定めるものとする。

- (1) 件名
- (2) 内容及び規模
- (3) 実施期間
- (4) 実施場所
- (5) 請負研究に要する経費
- (6) 実施者名

(契約)

第6条 研究所は、請負研究の実施に当たって依頼者と請負研究に関する契約（以下「請負研究契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の請負研究契約には、次の事項について定めるものとする。ただし、請負研究を実施するために必要な経費の額（以下「請負費」という。）が少額で、かつ、特許権、実用新案権及び意匠権の帰属の問題が生じるおそれのない契約については、第9号の事項について定めないことができるものとする。

- (1) 件名
- (2) 内容
- (3) 契約期間
- (4) 実施場所
- (5) 請負費及びその受取りの方法
- (6) 請負費が適正に支払われないときの措置
- (7) 契約の変更及び解約の条件
- (8) 成果の報告及び発表の方法
- (9) 請負研究の実施の結果得られた特許権、実用新案権及び意匠権の帰属並びにその実施方法

(期間)

第7条 請負研究の実施期間は、研究遂行に必要な合理的な期間とする。

(請負費の算定)

第8条 請負費は、別表に定める請負費積算基準に基づき算定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する請負研究は、直接人件費、技術経費、その他経費に係る設備等使用料、光熱水料の一部又は全部を計上しないことができるものとする。

- (1) 国（国から委託等を受け、その一部を外注するものを含む。）又は公的機関からの請負研究で、船舶の安全、環境保全に関する基準の作成その他政策意義の非常に高い事業又は船舶若しくは海洋開発に係る基盤的研究等公益性の高い事業に関する請負研究であって、発注元の経費に係る内規・運用及び当該研究の必要性を考慮して、理事

長がやむを得ないと認めるもの

- (2) 研究所の発意により実施することが決まる競争的資金等に係る請負研究であって、発注元の経費に係る内規・運用を考慮して理事長がやむを得ないと認めるもの
(請負費の受取り)

第9条 研究所は、原則として成果の報告後、遅滞なく依頼者より請負研究契約に定める額の金銭の支払を受けるものとする。

(秘密の保持)

第9条の2 研究所は、請負研究において依頼者から知り得た一切の情報を秘密情報として他の情報と明確に区別して取り扱い、依頼者の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。

- (1) 既に公知であるもの
(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
(3) 依頼者から当該情報を入手した時点で既に保有していたもの
(4) 依頼者から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが立証できるもの
(5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

- 2 研究所は、依頼者から契約の中で、より厳重な情報管理が求められた場合には、追加措置として、当該情報にアクセスできる人を最小人数に制限し、その他の者が当該情報にアクセスできないよう適切な措置、その他必要な措置を講じなければならない。

(成果の発表)

第10条 理事長は、請負研究の結果について依頼者の同意を得て、これを公表することができるものとする。

(発明等の取扱い)

第11条 第6条第2項第9号でいう特許権、実用新案権及び意匠権の帰属並びにその実施方法の取扱いについては、海上技術安全研究所共同研究並びに委託研究受託研究及び請負研究に係る発明等取扱規程（平成13年研究所規程第57号）に定めるところによる。

(請負研究に関する事務手続等)

第12条 この規程に定めるもののほか、請負研究実施要領に基づき必要な手続を行うものとする。

(適用除外)

第13条 研究所は、特別な事情によりこの規程により難しい場合については、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月27日研究所規程第182号）

この規程は、平成１６年６月１日から施行する。

附 則（平成１７年６月３０日研究所規程第２００号）

この規程は、平成１７年６月３０日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日研究所規程第２１２号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日研究所規程第２９９号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年８月１９日研究所規程第４０２号）

この規程は、平成２１年８月２０日から施行する。

附 則（平成２３年１２月２２日研究所規程第４５０号）

この規程は、平成２３年１２月２２日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日研究所規程第４９１号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２８日研究所規程第５３１号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年９月３０日研究所規程第５５２号）

この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日研究所規程第５９８号）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日研究所規程第６９９号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日研究所規程第８１０号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和元年５月３１日研究所規程第８６２号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和元年６月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この規程の施行日前に見積書が作成された契約については、なお従前の例による。

第３条 ５ 間接費については、令和元年９月１日から適用する。

附 則（令和２年５月２５日研究所規程第８７７号）

この規程は、令和２年５月２５日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月３１日研究所規程第９０１号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月５日研究所規程第９１３号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表 請負費積算基準（第8条関係）

請負費の額は、次の項目毎に積算して得た額の合計額とする。

1 直接人件費

（イ）1人1時間当たりの単価に予定労働時間数を乗じた額とする。ただし、1時間に満たないときは、1時間に繰り上げる。

（ロ）単価は、当該受託研究の依頼のあった日に属する年度の研究所研究部門職員給与予算額（職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の合計額）、国家公務員等共済組合国庫負担金、児童手当拠出金、労災保険料及び雇用保険料の事業主負担分の合計額を当該年度の研究所予算定員数による年間延勤務時間数で除して得た額と、その額に当該請負研究の依頼のあった日の属する年度の研究所管理部門職員数を当該年度の研究所研究部門職員数で除したものを乗じて得た額との合計額とする。但し、100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

2 直接経費

（1）賃金

当該請負研究のための労務に服する者（人夫、作業員、その他特殊技能者等）に支給する予定額とする。

（2）旅費

当該請負研究を実施するに当たって、直接必要と見込まれる旅費を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所旅費規程（平成28年研究所規程第40号）に基づき算出した額とする。

（3）物品費

当該請負研究の実施に当たって必要となる機械器具装置及び特殊機材並びに特殊研究用消耗品の見込額とする。

（4）外注費

当該請負研究を実施するために直接必要と見込まれる経費で、第三者に委託する、又は請け負わせるもの（運搬費、手数料等を除く。）とする。

（5）その他経費

当該請負研究を実施するために直接必要と見込まれる経費で、1及び2（1）から（4）までに含まれないものとして標準額は、1及び2（1）から（4）までの項目の合計額の9%相当額を計上する。ただし、見込まれる経費の合計額が標準額を超える場合は、その合計額とする。なお、この場合において、経費の算出については、海上技術安全研究所受託研究取扱規程（平成13年研究所規程第54号）によるものとする。

3 技術経費

技術経費は、研究所における技術能力の高度化等に要する経費で直接人件費に40%を乗じて得た額とする。

4 一般管理費

国及び国に準ずる機関（以下「国等」という。）からの依頼の場合は、研究所の一般

管理費のうち当該請負研究業務遂行のため支出すると思料される経費として標準額は、1及び2の項目の合計額の30%相当額を計上する。ただし、依頼された国等で別に定めのある場合は、当該規定に従うものとする。

5 間接費

国等以外からの依頼の場合は、研究所の間接費として、当該請負研究業務遂行のため支出すると思料される経費及び研究開発環境の改善又は所全体の機能の向上に活用する経費として標準額は、1及び2の項目の合計額の30%相当額を計上する。

6 消費税及び地方消費税に相当する額

7 その他、国等及び国等以外からの依頼で、この基準により難しい場合は、別に協議して決定することができるものとする。